

全国一斉生活保護ホットライン報告書

実施弁護士会:51弁護士会(第一東京・第二東京は合同開催)

実施日時: 2024年12月3日(火)10時~20時(群馬弁護士会・愛媛弁護士会は別番号で実施)
(函館弁護士会は12月4日開催、沖縄弁護士会は12月5日開催)

(参考)これまで当連合会が実施した生活保護が関係するホットライン等一覧の相談件数

	実施日	名称	相談件数
2006年	6月30日・7月1日	全国一斉生活保護110番	634
2007年	11月8日	全国一斉生活保護110番	約550
2008年	6月	非正規労働・生活保護ホットライン	約1300
2012年	11月28日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1832
2013年	10月23日	「全国一斉生活保護『水際作戦』ホットライン」	926
2015年	1月19日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1085
	12月10日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1438
2016年	12月9日前後	全国一斉生活保護ホットライン	448
2017年	12月11日前後	全国一斉生活保護ホットライン	979
2018年	12月18日前後	全国一斉生活保護ホットライン	597
2019年	12月17日前後	全国一斉生活保護ホットライン	601
2020年	12月10日	全国一斉生活保護ホットライン	705
2021年	12月9日前後	全国一斉生活保護ホットライン	713
2022年	12月22日前後	全国一斉生活保護ホットライン	859
2023年	12月5日・6日	全国一斉生活保護ホットライン	307

1 相談件数 **345** 件

2 相談体制

弁護士	ほか協力者
265	5

3 相談者の年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
0	6	16	34	65	59	73	92

4 相談者の性別

男性	女性	その他・不明
143	141	52

5 相談者の生活状況

居宅(持家)	居宅(賃貸)	施設	ネットカフェ等	路上	親族と同居	ドヤ・サウナ	その他・不明
56	159	9	0	0	6	0	99

6 生活保護受給の有無

受給中	未受給			不明
		福祉事務所に行った	福祉事務所に行っていない	
187	108	42	60	17

7 不安の訴え

保護費が低すぎて生活できない	保護が打ち切られるのでは	DV・夫に連絡がいくのでは	親族に扶養を要求され、迷惑がかかる	生活保護を受けることに後ろめたさを感じる	自分は生活保護を受けられないのではないか	その他
51	6	0	2	4	37	137

8 福祉事務所の対応(未受給)

働いて生活しないなさい	扶養義務者に援助してもらいなさい	借金があると保護は受けられない	所持金が無くなってから来なさい	家賃が高いから生活保護は受けられない	努力してもっと高収入の仕事をしなさい	診断書を取つてきなさい	車を処分しなさい	その他
4	6	2	5	0	0	0	11	12
不明								
14								

9 緊急性(未受給)

あり
8

10 福祉事務所の対応(受給中)

厳しい就労指導を受けてい	保護費を返すようにと言われた	交通費を出してもらえない	保護を廃止(打ち切り)すると言われた	保護辞退届を書くようにと言われた	病院にかかることができない	車を処分するようと言われた	ケースワーカーが怖い	後発医薬品(ジェネリック)を使用するよう言われた
1	13	3	2	0	3	3	4	0
その他	不明							
43	21							

11 違法性

明らかに違法	違法の可能性が高い	適法・判定できない	未回答	不明
4	21	119	93	5

12 相談結果

終了	継続・受任	相談担当者の連絡先を教えた
281	4	18

13 その他、特徴的な相談事例、相談傾向等： 別紙参照

※ 本ホットラインに寄せられた「声」についてのコメント内容は、貧困問題対策本部の調査、研究結果に基づくものです。

2024年12月3日を中心に実施

全国一斉生活保護ホットラインに寄せられた「声」

昨年に引き続き、今年も、物価の上昇に伴う悩みを訴える声が多くありました。生活保護費は20年以上にわたって断続的に引き下げられ続け、ここ数年は物価高騰に考慮した臨時の特例的な加算こそなされたものの、記録的な物価高騰には到底対応しきれどおらず、日々の食費や水道光熱費等を節約しても、生計が成り立たないという悲痛な声が多く寄せられました。

このほか、持ち家がある場合は生活保護の申請は認められないと聞いて生活保護の申請を諦めるなど、不正確な情報から生活保護の申請自体を諦めてしまう事例が複数見受けられました。また、自動車の保有が認められないことから申請を諦めてしまうという声も多数寄せられました。

寄せられた声を前提とすると生活保護の申請窓口でも窓口の担当者が同様の説明をして申請を諦めさせるなど明らかに違法と思われる対応も複数見受けられました。生活保護の権利性や生活保護について正確な情報を発信してゆくことの重要性を改めて認識させられました。

【特徴的な声】

- ・電気代が払えず、電気が止まった。食料、特にコメが値上がりで、食費が足りない。おむつも買えない。
- ・食費が高くて生活が成り立たない。
- ・冬場の燃料費の高騰で、食費を削らなければ生活できなくなっている。
- ・生活保護受給中であるが、電気代を払うことができず止められた。

→物価や光熱費の高騰で食費や水道光熱費を切り詰めても生活できないとの悲痛な声が多数寄せられました。

- ・通院のために車が必要だが、車の保有を理由に生活保護を廃止された。
- ・ひとり親であるが、6人の子のうち3人が保育園に通園しており、その送迎に車が必要。自動車を保有したままでなければ生活できない。
- ・通院のために車を利用していることを理由に、生活保護申請が受け付けられな

かった。

→自動車の保有については、生活用品としての保有は認められないなど、極めて制限的な運用がなされているのが現状です（障がいのある人が通勤、通院、通所または通学するのに必要な場合や、山間僻地等に居住する者が自動車で通勤するのに必要な場合で、当該自動車が処分価値の小さい場合などの例外的な場合にのみ保有が認められています。）。

しかし、現在の自動車の普及率や、大都市以外の地域での生活の実情等を考慮すれば、このような現在の運用は改められるべきでしょう。

- ・**生活保護を申請しようとしたところ、福祉事務所から親族に扶養してもらうよう言われ、拒否された。親は高齢、弟は子2人を抱えており、とても扶養などしてもらえない。**
- ・**音信不通の娘がいるが、扶養照会されることに納得がいかない。**

→扶養義務者による扶養は、生活保護に優先して行われると規定されていますが、生活保護を利用する要件ではありません。そのため、親族に扶養してもらうよう伝えて、申請を拒否することは許されません。

70歳以上の高齢者や10年以上音信不通であること等一定の事情がある場合には、扶養が期待出来ないものとして照会する必要がないことが厚生労働省から地方自治体へ通知されています。

兄弟姉妹間の扶養は、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損なわない範囲で行えば足ります。扶養を求められる兄弟姉妹にそのような余剰資産がないのであれば、扶養してもらう必要はありません。

- ・**持ち家があると保護は受けられないと言われた。**
- ・**居住していない不動産を所有していると生活保護は受けられないと言われた。**

→不動産を保有していることは、申請受付後の資産調査の段階で問題になります。ただ、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合を除き、原則として、世帯の居住の用に供されている不動産は、その保有を認めることとされています。

居住の用に供していない不動産であっても、それが最低限度の生活維持のために活用されているものや近い将来活用されることが見込まれる場合であって、処分価値が利用価値より著しく大きい場合でなければ、保有は認められます。

【違法又は違法の可能性がある事例】

- ・申請の際に、大家から退去を求められている旨を説明したところ、家がなくなるのであれば生活保護は受けられないと言われた。

→住居が無くなる可能性があることを理由とする申請の拒否は認められず、違法な水際作戦と言わざるを得ません。

現に住居が無い場合であっても、生活保護申請は受け付け、その上で保護施設等や公営住宅を活用して居宅を確保することが本来の運用です。

- ・母が死亡する直前に母の葬儀費用として23万円を受領して、葬儀費用に充てた。この23万円を収入認定され、返還を求められている。

→母親から葬儀費用として贈与された金銭については、その金額が妥当な範囲内であれば、社会通念上収入認定することが不適当であるとして、収入認定の対象外とされるべきです。

- ・夫が出張中に水路に転落して入院して収入がなくなった。労災の手続をとりつつ、生活保護の申請をしたところ、労災の結果が分かってくるように言われ受け付けてもらえなかった。

→将来債権が発生する可能性があることを理由に申請を拒否することはできません。生活保護を利用するに当たって、他の法律や施策で利用できるものがあればその利用を行う必要があります。しかし、急迫の場合等は、資力があっても現に収入を得た場合に生活保護として支給された金品の範囲内で返還すれば足ります。

なお、返還する金額を算定するに当たっては、資力の発生時点がいつとなるかについて注意が必要です。